

指名競争入札参加者の選定に係る区内業者の認定基準

平成16年9月7日付け目総契第592号

(目的)

第1条 この基準は、区内業者として認定するに当たり、必要な要件を明確にすることにより「目黒区工事請負指名競争入札参加業者指名基準」及び「目黒区物品買入れ等指名競争入札参加者指名基準」に基づき目黒区（以下「区」という。）が行う指名競争入札に係る指名業者の選定を、公平かつ公正に処理することを目的とする。

(定義)

第2条 前条に規定する区内業者とは、次に掲げる事業者のうち、第6条の規定による認定を受けた事業者をいう。

- (1) 区内に登記されている常時請負契約を締結する事務所としての本店を有している事業者（以下「本店事業者」という。）
- (2) 区内に登記されている常時請負契約を締結する事務所としての支店、支社又は営業所（以下「支店等」という。）を有している事業者（以下「支店事業者」という。）

2 前項に規定する常時請負契約を締結する事務所とは、請負契約の見積り、入札、契約締結等請負契約の締結に係る実体的な行為を行う事務所をいう。

(認定要件)

第3条 本店事業者を区内業者として認定するに当たり必要な要件は、次に掲げる要件とする。ただし、第5号に掲げる要件は、工事業者のみ適用する。

- (1) 事務所現況届（別記様式。以下「現況届」という。）を提出すること。

提出後に届出内容に変更があった場合は、その事由が生じた日から2週間以内に、改めて現況届を提出すること。ただし、変更内容が軽微な場合は口頭による連絡も可とする。

- (2) 本店において区と契約締結を完結できること。
- (3) 本店の建物外部又は入ロドア等に看板を掲出し、独立した事務所として形態を整えていること。他社と同居的な間仕切りだけの形態は認めない。

また、併用住宅の場合は、本店の実態を調査の上、総合的に判断する。

- (4) 本店に入札参加資格を有する業種に係る営業活動（以下「営業活動」という。）を行い得る人的配置がなされていて、かつ責任者が存在し常駐していること。配置人員が他の事務所等と兼務となっていて、不在の状態が頻繁である場合は認めない。
- (5) 本店に登録業種に係る専任の技術者を常駐で配置していること。

専任の技術者とは、建設工事に関する請負契約の適正な締結やその履行を確保するために置かれるもので、常時勤務していることが必要であり、営業所ごとに専任で置くこととされている。（建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第2号）

- (6) 法令等による許可等が必要な業種は、当該許可等を示す証明書等の写しを提出すること。
 - (7) 本店に常時連絡がとれる体制となっていること。
不在転送電話、単に取り次ぎ、単なる連絡員の配置は認めない。
 - (8) 本店に、事務等を執り行える什器、備品、複写機、通信機器等が具備されていること。
現況届に記載されている数量等と比較し、極端な不足等がある場合は認めない。
- 2 支店事業者を区内業者として認定するに当たっては、前項の規定を準用する。この場合において、「本店」とあるのは、「支店等」と読み替えるものとする。
- 3 支店事業者を認定区内業者として認定するに当たり必要な要件は、前項によるもののほか、次に掲げる要件とする。
- (1) 区内に支店等を設置した日から2年以上が経過していること。
 - (2) 申請時以前1年を通して区内の支店等において、営業活動を行っていること
 - (3) 次条に掲げる書類を区に提出していること。

(提出書類)

第4条 支店事業者が区内業者として認定を受けようとするときは、現況届とともに次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 区内に支店等を設置した日から2年以上が経過したことを証明する次に掲げる書類
 - ア 自社所有の場合 法人名義の不動産登記簿謄本又は固定資産評価証明書（居住の用に供するものを除く。）
 - イ 賃貸物件の場合 支店等の使用に係る法人名義の不動産賃貸借契約書（居住用は不可）の写し
 - (2) 支店等を設置し、営業を開始したことが確認できる次に掲げる書類
 - ア 都内に事業所を有しない者が区内に新たに支店等を設置する場合 法人設立・設置届出書又は都税事務所が発行する事業開始等申告書提出済証明書
 - イ 都内に事業所を有する者が新たに区内に支店等を設置する場合 異動届出書又は都税事務所が発行する事業開始等申告書提出済証明書
 - (3) 支店等に係る法人都民税を納付したことが確認できる次に掲げる書類
 - ア 支店等に係る法人都民税を含む領収書の写し又は納税証明書
 - イ 法人都民税・事業税及び特別法人事業税の申告書に添付する均等割額の計算に関する明細書の写し
 - (4) 申請時以前1年間に区内の支店等において、営業活動を行っていることを証明する書類（支店等の代理人名義で履行を完了している契約書の写し）
 - (5) その他区長が必要と認めるもの
- 2 前項に掲げる書類を提出後、その内容に変更があった場合は、その事由が生じた日から2週間以内に当該事業者は当該変更に係る書類を提出しなければならない。

(実態調査)

第5条 区は、現況届（支店事業者にあつては、現況届及び前条第1項各号に掲げる書類。以下同じ。）に基づき、必要に応じて実態調査を実施する。

2 前項の実態調査は、複数名で行い、次に掲げる事項に留意し、厳正な態度で臨むものとする。

- (1) 調査項目は現況届に記載された項目とし、該当項目に係る実態を確認すること。
- (2) 現況届の内容を客観的に確認するための調査であることを相手方へ説明すること。
- (3) 調査の結果判断については、現場では言及しないこと。
- (4) 調査の際、今後の指名、発注を予告するようなことはしないこと。
- (5) 専任技術者の常駐について、必ず氏名等を確認すること。

3 区長は、実態調査を実施した場合は、その調査記録を現況届の調査欄に記録の上、保管するものとする。

(認定)

第6条 現況届により、認定要件が確認された場合は、区内業者として認定する。

2 前条の実態調査の結果、現況届の内容と実態に相違がある場合については、必要な改善指導を行うとともに、報告を求め、再度実態調査を行う。

また、認定要件が確認されるまでの間は、区内業者としては扱わないこととする。

3 前条の実態調査の結果、現況届の内容と実態が全く異なっている場合については、指名停止基準に基づき指名停止を行うものとする。

付 則

この基準は、平成16年9月7日から施行する。

付 則

この基準は、平成17年9月20日から施行する。

付 則

この基準は、平成20年5月22日から施行する。

付 則

この基準は、平成23年5月30日から施行する。

付 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

1 この基準は、令和5年6月1日から施行する。

2 この基準の施行の際、現に改正前の基準に基づき区内業者として認定を受けている事業者は、改正後の基準に基づき区内業者として認定を受けた本店事業者及び支店事業者とみなす。